

議案第 29 号

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例について

小松島市立体育館条例（昭和 57 年小松島市条例第 8 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市立体育館条例の一部を改正する条例

小松島市立体育館条例（昭和 57 年小松島市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小松島市体育館条例

第 1 条第 2 項中第 1 号及び第 2 号を削り，次の表を加える。

名称	位置
小松島市立体育館	小松島市立江町字赤石 7 4 番地の 2
立江体育館	小松島市立江町字鍋寺 3 6 番地
坂野体育館	小松島市坂野町字根上り 3 7 番地

第 2 条中「小松島市立体育館（以下「体育館」という。）」を「体育館」に改める。

第 4 条第 1 項中「体育館」を「小松島市立体育館」に，「別表」を「別表第 1」に改め，同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め，同項を第 3 項とし，同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 立江体育館及び坂野体育館を利用する者からは，別表第 2 に定める使用料を徴収する。

別表中「（第 4 条関係）」を「（第 4 条第 1 項関係）」に改め，同表を別表第 1 とし，同表中「

営利又は営業の
ための宣伝を目的
とみなされない場合

」を

「営利又は営業の
ための宣伝を目的
とするとみな
されない場合

」に，

「営利又は営業の
ための宣伝を目的
とみなす場合

」を

「営利又は営業の
ための宣伝を目的
とするとみな
される場合

」に改め，同表備考 3 中「高

等学校在籍の者」を「学校教育法（昭 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者」に改め，同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2(第4条第2項関係)

使用区分		時間区分		午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後5時～ 午後9時30 分	午前9時～ 午後5時	午前9時～ 午後9時30 分	超過時間1 時間までご とに
		電気を使用 しない場合	電気を使用 する場合	無料					
利用者が本市住民及び団体である場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	電気を使用しない場合	無料					
		入場料の類を徴収する場合	電気を使用する場合	1時間まで160円, 1時間を超える30分ごとに80円を加算する。					
			円	円	円	円	円	円	
			9,240	12,320	13,860	24,640	38,500	3,080	
			13,860	18,480	20,790	36,960	57,750	4,620	
			34,680	46,240	52,020	92,480	144,500	11,560	
利用者が本市以外の住民及び団体である場合	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料の類を徴収しない場合	電気を使用しない場合	1,080	1,440	1,620	2,880	4,500	360
		入場料の類を徴収する場合	電気を使用する場合	1時間につき960円を加算する。					
			11,100	14,800	16,650	29,600	46,250	3,700	
			16,620	22,160	24,930	44,320	69,250	5,540	
			41,640	55,520	62,460	111,040	173,500	13,880	

備考

- 1 電気及び水道を多量に消費する場合は、別に実費を徴収する。
- 2 利用者が本市の住民であり義務教育終了前の者及び学校教育法(昭22年法律第26号)に規定する高等学校又は特別支援学校の高等部に在学する者である場合は、半額とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。